

産業廃棄物の事業場外保管 に係る届出手引

秋田市
令和7年6月改訂

利用上の注意

- 1 この手引/様式集は、産業廃棄物および特別管理産業廃棄物に係る事業場外保管の届出の際に参考としていただくために作成したものです。
- 2 この手引/様式集は、届出の手続、必要書類および留意事項等についての概要を説明しているものであり、届出に係る制度のすべての事項を記載しているものではありません。
- 3 この手引/様式集に記載した取扱いは、他の自治体の取扱いと異なる場合があります。
- 4 不明な点および制度の詳細等については、秋田市廃棄物対策課に御確認ください。（連絡先：０１８－８８８－５７１３）

目 次

1 届出の対象となる保管	3
2 届出方法等	
(1) 届出期限	3
(2) 届出受付場所および提出部数	4
3 届出書類の作成	
(1) 保管届出	5
(2) 保管変更届出	6
(3) 保管廃止届出	6

様 式

産業廃棄物事業場外保管届出書	7
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	8
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	9
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	10
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	11
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	12
記入例	13
(参考) 保管上限および最大積み上げ高さの算出方法例	14

1 届出の対象となる保管

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物および特別管理産業廃棄物について事業者が行う排出事業場以外の保管（保管場所に係る面積が300m²以上の保管に限る。）については、あらかじめ保管場所ごとに届出が必要です。

ただし、次の(1)から(4)までに掲げるものについては対象外となります。

- (1) 建設工事現場での保管
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可および特別管理産業廃棄物処分業許可の事業の用に供する施設での保管
- (3) 産業廃棄物処理施設設置許可に係る施設において行う保管
- (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

※ 中間処理後の廃棄物についても届出の対象となります。

2 届出方法等

(1) 届出期限

届出の種別	届出期限
保管届出	・ 保管開始前 又は ・ 保管場所に係る面積を300m ² 以上に変更する前 (非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、当該保管をした日から起算して14日以内)
保管変更届出	・ 変更前
保管廃止届出	・ 当該保管をやめた日から30日以内 又は ・ 保管場所に係る面積を300m ² 未満に変更した日から30日以内

(2) 提出部数および届出受付場所

ア 届出部数は1部（届出者控え除く。）です。

届出場所：秋田市 環境部 廃棄物対策課
秋田市山王一丁目1番1号（市役所庁舎3F）
電話番号：018-888-5713

※ 秋田県内（秋田市以外）で保管を行う場合の受付場所は、秋田県の各保健所となります。

3 届出書類の作成

- ・届出書類は、以下の書類を提出して下さい。
- ・届出後であっても、届出書類の補正をお願いする場合があります。
- ・届出様式は、秋田市ホームページからもダウンロードができます。

注1 公的書類の有効期間

地図若しくは地図に準ずる図面又は建物所在図若しくは建物図面の写しは、登記事項証明書の表題部に記載された最新の登記の日付よりも後に交付されたもので、原本に限ります。
登記事項証明書は、届出日前3か月以内に交付されたもので、原本に限ります。

注2 他法令等による土地利用規制

他法令等（都市計画法、農地法等）の規定により土地利用が規制されている場合は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管の用に供することができるよう、あらかじめ必要な手続をしてください。

(1) 保管届出

書 類	留 意 事 項	確 認 欄
産業廃棄物事業場外保管届 出書 (様式第二号の四)	・氏名、名称および住所は、省略せずに記載すること。 ・「所在地」欄は、保管場所になる土地の地番をすべて記載すること。	
特別管理産業廃棄物事業場 外保管届出書 (様式第二号の十)		
付近の見取図	・住宅地図の写しでも可 ・保管場所の位置を記入すること。	
保管場所の平面図、立面図、 断面図	・保管場所および掲示板の位置を記載すること。 ・寸法を記載すること。 ・保管量の算定根拠を記載すること。 ・容器による保管を行う場合は、容器についても記載すること。	
土地又は建物の登記事項証 明書	・保管場所になる土地の地番のものをすべて添付すること。	
土地若しくは建物の賃貸借 契約書等の写し又は土地・建 物使用承諾書	・届出者が土地又は建物の所有権を有しない場合、添付すること。 ・土地又は建物の使用目的が記載されていること。	

(2) 保管変更届出

ア 氏名又は名称および住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更

書 類	留 意 事 項	確 認 欄
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	・氏名、名称および住所は、省略せずに記載すること。	
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の十一)		

イ 保管場所に関する事項の変更

書 類	留 意 事 項	確 認 欄
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	・氏名、名称および住所は、省略せずに記載すること。 ・保管場所になる土地の地番が変更になる場合、変更前後の保管場所になる土地の地番をそれぞれ「変更前」「変更後」の欄にすべて記載すること。	
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の十一)		
保管場所の平面図、立面図、断面図（変更がなければ添付不要）	・保管場所および掲示板の位置を記載すること。 ・寸法を記載すること。 ・保管量の算定根拠を記載すること。 ・新たに容器による保管を行う場合は、容器についても記載すること。	
土地又は建物の登記事項証明書（変更がなければ添付不要）	・変更後新たに保管場所になる土地の地番のものをすべて添付すること。	
土地若しくは建物の賃貸借契約書等の写し又は土地・建物使用承諾書（変更がなければ添付不要）	・届出者が土地又は建物の所有権を有しない場合に添付すること。 ・土地又は建物の使用目的が記載されていること。	

(3) 保管廃止届出

書 類	留 意 事 項	確 認 欄
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の六)	・氏名、名称および住所は、省略せずに記載すること。	
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の十二)		

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
（宛先）秋田市長		
届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 第 12 条第 3 項前段		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条第 4 項		
の規定により、関係書類 及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m^2
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 年 月 日 （宛先）秋田市長 届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により届け出ます。	
保 管 場 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

（日本産業規格 A列4番）

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

第 12 条の 2 第 3 項前段

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

の規定により、関係書類

第 12 条の 2 第 4 項

及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日

備考

特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 5 第 1 項第 1 号ニ又は同項第 2 号リ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

（宛先）秋田市長

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 年 月 日 (宛先) 秋田市長 届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項前段の規定による届出に係る 保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 13 の 6 にお いて準用する同規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。	
保 管 場 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

(日本産業規格 A 列 4 番)

(記入例) 様式第二号の四 (第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書

〇〇年 4月10日

(宛先) 秋田市長 ○ ○ ○ ○

届出者

住 所 秋田県秋田市山王〇-〇

氏 名 〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇 〇〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

第12条第3項前段

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、関係書類

~~第12条第4項~~

及び図面を添えて届け出ます。

保管の場所に関する事項	所在地	秋田県〇〇〇市〇〇〇〇〇〇
	面積	350 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	350 m ³
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの)	有 2.5m
保管開始年月日		〇〇年 4月 20日

備考

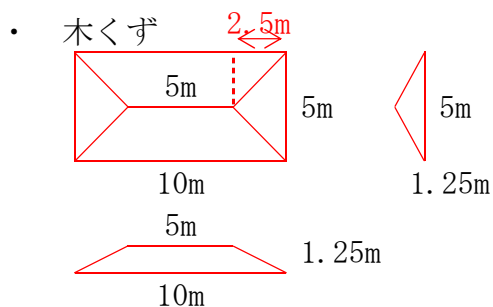
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

(日本産業規格 A列4番)

<参考>保管上限および最大積上げ高さの算出方法例

1. 保管上限

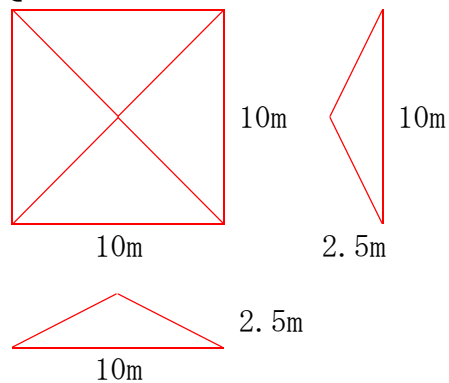
- 汚泥
オープンドラム缶(200L) 30本
 $0.2\text{m}^3 \times 30 = 6\text{m}^3$
- 廃プラスチック類、金属くず
フレキシブルコンテナバッグ(1 m^3) 10枚
 $1\text{m}^3 \times 10 = 10\text{m}^3$



$$5\text{m} \times 5\text{m} \times 1.25\text{m} \div 3 + 5\text{m} \times 5\text{m} \times 1.25\text{m} \div 2 = 26\text{m}^3$$

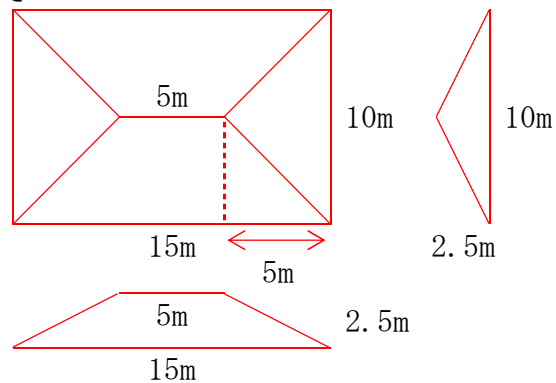
- がれき類 (アスファルト破片)

その1



$$10\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 3 \\ = 83.3\text{m}^3$$

その2



$$10\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 3 \\ + 5\text{m} \times 10\text{m} \times 2.5\text{m} \div 2 = 145.8\text{m}^3$$

$$\text{合計 } 83.3\text{m}^3 + 145.8\text{m}^3 = 229.1\text{m}^3$$

2. 最大積上げ高さ (上図参照)

- 木くず 1.25m
- がれき類 (アスファルト破片) その1 2.5m
- がれき類 (アスファルト破片) その2 2.5m